申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票(美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	福祉保健課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	被保険者証の交付
処 分 権 者	町長
根拠規定	介護保険法施行規則第 26 条第 1 項

<審査基準/標準処理期間>

基準規定	介護保険法施行規則第 26 条第 1 項
	■設定 □未設定
	市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者のうち法第 27 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定による申請を行ったもの及び法第 12 条第 3 項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。
審査基準	
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	14日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	福祉保健課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

許認可等の名称	被保険者証の再交付
処 分 権 者	町長
根拠規定	介護保険法施行規則第 27 条第 1 項

<審査基準/標準処理期間>

基準規定	介護保険法施行規則第27条第1項・第2項
審査基準	■設定 □未設定 (1) 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 ① 氏名、性別、生年月日及び住所② 再交付申請の理由 (2) 被保険者証を破り、又は汚した場合は、申請書にその被保険者証を添えなければならない。
参考資料	
標準処理期間	■設定 □未設定 14日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日